

他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）第9条第2項の規定に基づき、他大学等において履修した授業科目及び文部科学大臣が別に定める学修を鳥取大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修とみなして単位を与えることについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定科目)

第2 他大学等において履修した授業科目及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学における授業科目の履修とみなして認定できる試験資格、授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3 単位認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を学生部教育支援課に提出するものとする。

- 一 単位認定申請書（別紙様式第1号）
- 二 単位認定申請に係る履修大学及び単位認定を申請する試験資格の成績等を証明する書類

2 前項の申請の受付期間は、各学期の履修手続期間内とする。

(単位の認定)

第4 第3の申請があったときは、教育センター及び各学部は、次の各号に定めるところにより審査及び単位認定を行うものとする。

- 一 教育支援委員会において、当該申請に係る審査を行うものとし、教育センター長は、その審査結果を申請者の所属学部長（以下「学部長」という。）に通知するものとする。ただし、別表により認定する授業科目、認定単位数及び認定評価（評点）が規定されているものについては、審査を省略することができる。
- 二 学部長は、教育センター長からの通知に基づき、教授会の議を経て単位の認定を行うものとする。
- 三 学部長は、申請者に対し単位認定書（別紙様式第2号）を交付するとともに、認定した授業科目に替えて他の授業科目の履修に努めさせる等、学習内容の充実を図るように指導するものとする。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることについて必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、教育センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

【別 表】

・他の大学

履修大学	履修科目	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)
放送大学	申請の都度、教育支援委員会において定める。			

備考：放送大学の授業料は、原則として個人負担とする。

詳細については教育支援課教務企画係で必ず確認をする。

・外国の大学

履修大学		履修科目	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)
学術交流協定に基づく学生の交流に関する覚書等を交わした大学	ウォータールー大学	英語研修	総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ	1 単位	履修大学の成績に基づき教育センターが決定する。
	アーカンソー大学 (島根大学連携)				
	アストン大学				
	カリフォルニア大学 デービス校				
	マラヤ大学				
	アデレード大学				
	上記以外		申請の都度、教育支援委員会において定める。		

備考：奨学金が支給されるものを除き、留学にかかる費用は個人負担とする。

・試験資格

区分	認定する試験資格		成 績 等	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)
英 語	TOEFL	PBT	540点以上	総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ 平成20年度入学以前 英語Ⅰ 英語Ⅱ	2単位	A(90)
			500～539点		1単位	B(80)
		CBT	207点以上		2単位	A(90)
			173～206点		1単位	B(80)
		iBT	76点以上		2単位	A(90)
			61～75点		1単位	B(80)
	TOEIC	730点以上	2単位		A(90)	
		600～729点	1単位		B(80)	
	実用英語技能検定試験	準1級以上	2単位		A(90)	
		2級	1単位		B(80)	
初 修 外 国 語	ドイツ語技能検定試験		3級以上	ドイツ語応用Ⅰ ドイツ語応用Ⅱ	2単位	A(90)
	実用フランス語技能検定試験		3級以上	フランス語応用Ⅰ フランス語応用Ⅱ	2単位	A(90)
	中国語検定試験		3級以上	中国語応用Ⅰ 中国語応用Ⅱ	2単位	A(90)
	HSK(漢語水平考試)		4級以上			
	ハングル能力検定試験		3級以上	韓国語応用Ⅰ 韓国語応用Ⅱ	2単位	A(90)
	スペイン語技能検定試験		3級以上	スペイン語応用Ⅰ スペイン語応用Ⅱ	2単位	A(90)

備考：(1) 本制度による英語の認定単位数は2単位までとする。

(2) 同一の試験資格で複数の成績を持つ場合は、上位の成績等をもって認定の対象とする。

(3) 英語について、既にこの制度で1単位を認定されている者が改めて上位の成績等で申請する場合は、上位の成績等の認定単位数からこの制度で認定されている1単位を引いた単位を認定の対象とする。

(4) 異なる試験資格で同じ認定評価となる単位の認定は行わない。

(例) 実用英語技能検定2級で1単位(B(80))認定済の場合

- ・新たにTOEIC 730点以上を取得・・・上記(3)に基づき、1単位 A(90)のみ申請可
*認定済の成績評価B(80)は変更できません。
 ・新たにTOEIC 600～729点を取得・・・上記(4)に基づき申請不可

(5) 平成26年度以前入学生が、全学共通科目教育課程表に定める実践英語B及び総合英語Ⅱの単位認定に用いたTOEICの点数については、本制度による申請の対象外とする。

他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における単位認定申請書

令和 年 月 日

学 部 長 殿

学 部 学 科

学生番号

氏 名

大学において履修した授業科目について
大学以外の教育施設等における学修による成績等に基づく
成績証明書等を添付のうえ下記のとおり申請します。

単位の認定を受けたいので

記

他大学等の授業科目履修

認定を受けたい科目	認定単位数
	単位

大学以外の教育施設等における学修

区分	認定する試験資格		成 績 等	認定する授業科目
英 語	TOEFL	PBT	540点以上	
			500～539点	
		CBT	207点以上	
			173～206点	
		iBT	76点以上	
			61～75点	
	TOEIC		730点以上	
			600～729点	
	実用英語技能検定試験		準1級以上	
2級				
初 修 外 国 語	ドイツ語技能検定試験		3級以上	
	実用フランス語技能検定試験		3級以上	
	中国語検定試験		3級以上	
	HSK（漢語水平考試）		4級以上	
	ハングル能力検定試験		3級以上	
	スペイン語技能検定試験		3級以上	

別紙様式第 2 号

他大学等の授業科目履修及び大学外の教育施設等における学修の単位認定書

学部
学科
学生番号
学生氏名

下 記 の と お り 認 定 す る。

記

認定科目

認定単位数

科目名 _____

単位

令和 年 月 日

鳥取大学 学部長